

【適用ガイダンス】

基準 14.4 改善のための提言及び改善措置の計画

要求事項

内部監査人は、改善のための提言を作成するのか、経営管理者に改善措置の計画を要請するのか、又は経営管理者と協力して以下のような行動に合意するのかを決定しなければならない。

- ・ 設定された評価規準と状況との間の差異を解消する。
- ・ 識別されたリスクを受容可能なレベルまで低減する。
- ・ 発見事項の根本原因に対処する。
- ・ レビューの対象となる活動を強化又は改善する。

改善のための提言を作成する場合、内部監査人は改善のための提言について、レビューの対象となる活動の経営管理者と協議しなければならない。

内部監査人と経営管理者との間で、個々の内部監査業務の改善のための提言及び改善措置の計画、又はそのどちらかについて意見が相違する場合、内部監査人は、両当事者がそれぞれの立場と根拠を表明し、解決策を決定するための確立された手法に従わなければならない（基準 9.3（手法）も参照のこと）。

【目的】

内部監査人は個々の内部監査業務の監査プログラムを実施した後に、改善のための提言を作成するのか、経営管理者に改善措置の計画を要請するのか、又は経営管理者と協力して種々の行動に合意するのかを決定しなければならない。

本適用ガイダンスの目的は、当該提言及び計画を策定する際に見解が相違した場合の解決方法を明らかにすることにある。

【ガイダンス】

個々の内部監査業務の監査プログラムを実施した後に発見事項が識別された場合、内部監査人は改善のための提言の作成及び経営管理者に改善措置の計画を要請又は協力することができるが、その際には、レビューの対象となる活動の経営管理者と当該発見事項及び潜在的な改善のための提言又は改善措置の計画について速やかに協議すべきである。

内部監査人は経営管理者に対して改善のための提言や検討すべき選択肢を提示したり、当該選択肢を調査して適切な行動方針を決定したりするよう提案することがある。しかし、こ

これらの事項について見解が相違する場合には、両当事者がそれぞれの主張と根拠を表明し、解決策を導き出せるよう、標準業務手続書などの個別の文書や内部監査マニュアルにまとめられた体系的かつ規律ある方法で解決策を検討する。なおも見解の相違がある場合には、内部監査部門長は最高経営者と協力して解決を促進すべきである。それでも解決に至らない場合には、内部監査人及び経営管理者のそれぞれの見解を個々の内部監査業務の最終的なコミュニケーション（内部監査報告書）に記載する。